

龍ケ崎市公有財産売却に関する入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、公有財産の売払い又は貸付けの契約の締結について、龍ケ崎市(以下「市」という。)が行う一般競争入札(インターネットを利用して行う一般競争入札を除く。)に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加の申込等)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、旧城南中学校物品せり売り・譲渡会実施要領(以下「実施要領」という。)において指定された書類を指定された日時までに、市に提出しなければならない。

2 市は、前項の書類の提出を受けたときは、当該一般競争入札への参加資格の有無を決定し、参加資格があると認めた者(以下「入札参加資格者」という。)に、その旨を通知するとともに当該入札保証金を現金にて受領する。

(一般競争入札の参加資格の取消し)

第3条 入札参加資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消しを受け、又は失効したとき。

(4) 営業を停止、休止又は廃止したとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った当該一般競争入札への参加資格の認定は、市において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

第4条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当するものを代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該一般競争入札への参加資格の認定は、これを取り消す。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 第2条第2項に定める通知後に龍ケ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ケ崎市告示第7号)第37条若しくは第38条又は龍ケ崎市建設工事暴力団排除対策措置要項(平成3年龍ケ崎市告示第2号)第2条の規定に基づき指名停止の措置を受けた者

第5条 入札参加資格者が不渡手形又は不渡小切手を発行し、手形交換所による取引停止処分を受け、又は銀行等当座取引を停止され、その他経営、資産、信用の状況の変動により契約に履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該一般競争入札への参加資格の認定は、市において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

(入札保証金等)

第6条 入札参加資格者は、予定価格の100分の10以上の市が定めた金額の入札保証金を、入札公告において指定された期日までに納付しなければ、当該一般競争入札に参加できない。ただし、当該入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第7条 入札保証金の納付は、現金に限るものとし、入札保証金に代わる担保の提供は認めない。

(入札の基本的事項)

第8条 第6条の規定により入札保証金を納入した者(以下「入札参加者」という。)は、実施要領に記載する条件等を検討の上、入札しなければならない。

2 実施要領は、閲覧に供するとともに、市公式ホームページに掲載する。

3 入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、当該入札に関し、関係法令等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札)

第11条 入札参加者は、あらかじめ入札公告において指示された日時及び場所において、市職員の指示により番号札を掲げ、口頭で金額を宣言することにより金額を提示しなければならない。なお、宣言する金額は消費税及び地方消費税を加

算する額とし、日本円の100円単位とする。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出せなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入札公告において郵便その他の方法による入札が認められたときは、その指示するところにより入札することができる。
(入札書の書換等の禁止)

第12条 入札者は、一度宣言した金額は撤回することができない。

(無効の入札)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加者以外の者(第11条第2項の規定による代理人を除く。)が入札をした場合
- (2) 入札について不正の行為があった場合
- (3) 指定の日時までに入札保証金を納めない場合又は入札保証金の納付額が不足している場合
- (4) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した場合
(落札者)

第14条 予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(入札結果の通知)

第15条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名(法人又は組合の場合は、その商号又は名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に通知する。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(売買代金確認書の作成)

第16条 落札者は、入札終了後速やかに売買代金確認書を作成するものとする。

- 2 売買代金確認書を作成しないときは、落札の決定はその効力を失う。

(契約書の作成の省略)

第17条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ入札公告で指示する。

(契約の確定)

第18条 契約書の作成を要する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の還付)

第19条 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、その全額を契約保証金に充当する。

- 2 落札者以外から納付された入札保証金は、入札終了後、指定の金融機関口座に振り込む方法によりこれを還付する。

(入札保証金に対する利息)

第20条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に係る利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第21条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しない。

(契約保証金)

第22条 落札者は、予定価格の100分の10以上の市が定めた金額の契約保証金を契約書案の提出時(仮契約書案の提出を要する契約にあっては、第25条の規定により当該契約が確定した後で市が指定する期日)までに納付しなければならない。ただし、入札公告において、その全部又は一部の納付を要しないものとしたときは、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

(契約保証金の没収)

第23条 契約保証金を納付させた場合において、落札者の責めに帰すべき事由により市が当該契約を解除したときは、当該落札者が納付した契約保証金は没収し、返還しない。

(売買代金)

第24条 落札者は、契約が確定したときは、市が発行する納入通知書により指定された期日までに売買代金を納付しなければならない。

- 2 前項の売買代金の納付にあっては、契約保証金を充当するものとし、当該売買代金から当該契約保証金を差し引いた残額について納付するものとする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第25条 予定価格が2,000万円以上(土地にあっては5,000平方メートル以上のものに限る。)の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第12号)の定めるところにより、龍ヶ崎市議会の議決を経た後契約を確定させる。

(異議の申立て)

第26条 入札をした者は、入札後この入札心得、図面、説明書、契約書案又は仮契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。